

北海道における指定構造計算適合性判定機関の委任状況

建築基準法に基づく構造計算適合性判定は、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する者に判定業務を行わせる（委任）ことができることとされています。

道では、以下の機関に構造計算適合性判定を委任しています。

（令和2年11月1日現在）

指定構造計算適合性判定機関の名称 業務を行う事務所の所在地	業務区域	判定対象建築物	委任期間
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟4階 旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号 TEL 011-204-5362 FAX 011-232-6944	北海道全域	構造計算適合性 判定を必要とする 全ての建築物	令和2年(2020年)4月1日から 令和7年(2025年)3月31日
一般財団法人 ベターリビング 東京都千代田区富士見町2丁目7番2号 TEL 03-5211-0738 FAX 03-5211-0627	北海道全域	構造計算適合性 判定を必要とする 全ての建築物	令和2年(2020年)9月9日から 令和7年(2025年)9月8日
一般財団法人 日本建築センター 本部：東京都千代田区神田錦町1丁目9番地 TEL 03-5283-0475 FAX 03-5281-2826 大阪事務所：大阪府大阪市中央区南本町1 丁目7番15号	北海道全域	構造計算適合性 判定を必要とする 全ての建築物	令和2年(2020年)8月6日から 令和7年(2025年)8月5日
一般財団法人 住宅金融普及協会 東京都文京区関口1丁目24番2号 TEL 03-5654-7593 FAX 03-3260-3762	北海道全域	構造計算適合性 判定を必要とする 全ての建築物	令和2年(2020年)9月9日から 令和7年(2025年)9月8日
一般財団法人 日本建築総合試験所 大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号 TEL 06-6943-4680 FAX 06-6943-4681	北海道全域	構造計算適合性 判定を必要とする 全ての建築物	令和2年(2020年)9月28日から 令和7年(2025年)9月27日